

● 概要版 ●

第10次 綾部市 高齢者保健福祉計画

あやべゴールドプラン

支えあい 安心して暮らせる まちづくり
～社会全体で紡ぐ『地域包括ケアシステム』の推進～





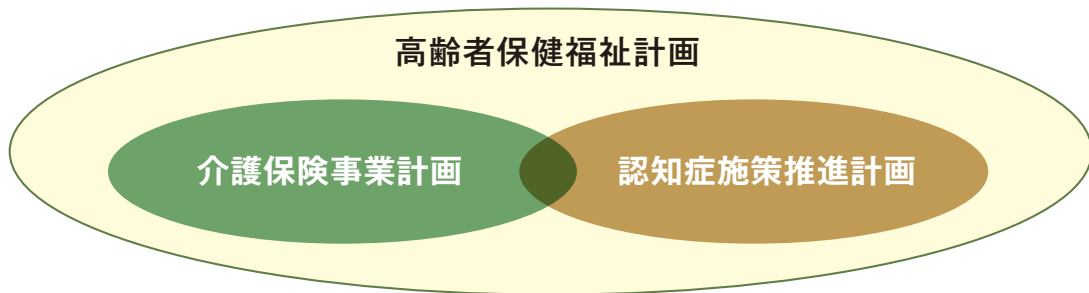
計画策定の趣旨

本市では、令和3年度から令和5年度を計画期間とする『第9次 綾部市高齢者保健福祉計画（あやべゴールプラン）』を策定し、すべての団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる令和7年に向けた地域包括ケアシステムの構築を中心に、多様な施策の展開を図ってきたところです。

本市に暮らす高齢者がそれぞれ住み慣れた地域で住民同士の交流や支えあいのもと、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを目指し、市民・事業者・行政等が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる計画として、令和5年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨等も踏まえ、令和6年度から令和8年度を計画期間とする『第10次 綾部市高齢者保健福祉計画（あやべゴールプラン）』を策定します。

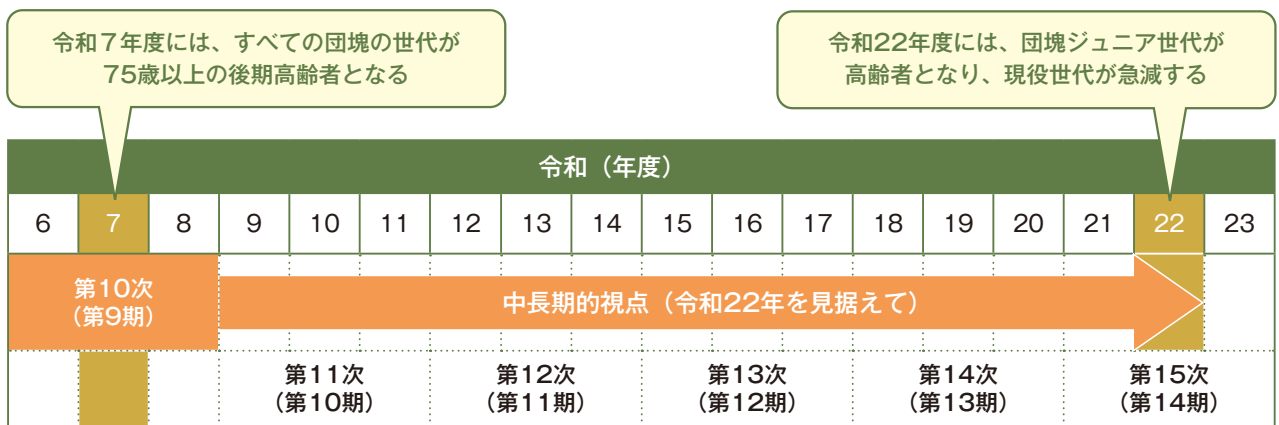
計画の位置づけ

本計画は、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」及び「認知症施策推進計画」を一体的に策定する計画で、概念的には「介護保険事業計画」は「高齢者保健福祉計画」に包含されます。また、「認知症施策推進計画」については、認知症基本法により前述の2つの計画の内容と調和が保たれたものでなければならないとされています。



計画の期間

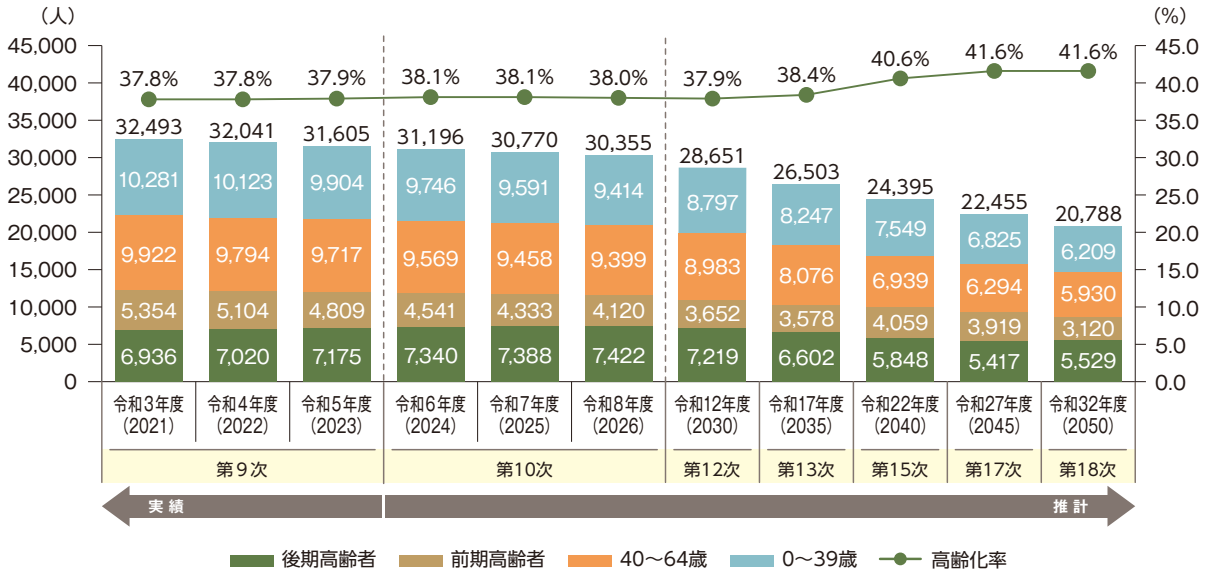
本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間で、介護保険事業計画については介護保険制度下での第9期の計画となります



人口と認定者数の見込み

65歳以上の高齢者（第1号被保険者）については、令和22年度には9,907人にまで減少することが見込まれますが、総人口の減少により、高齢化率は40.6%となることが想定されます。

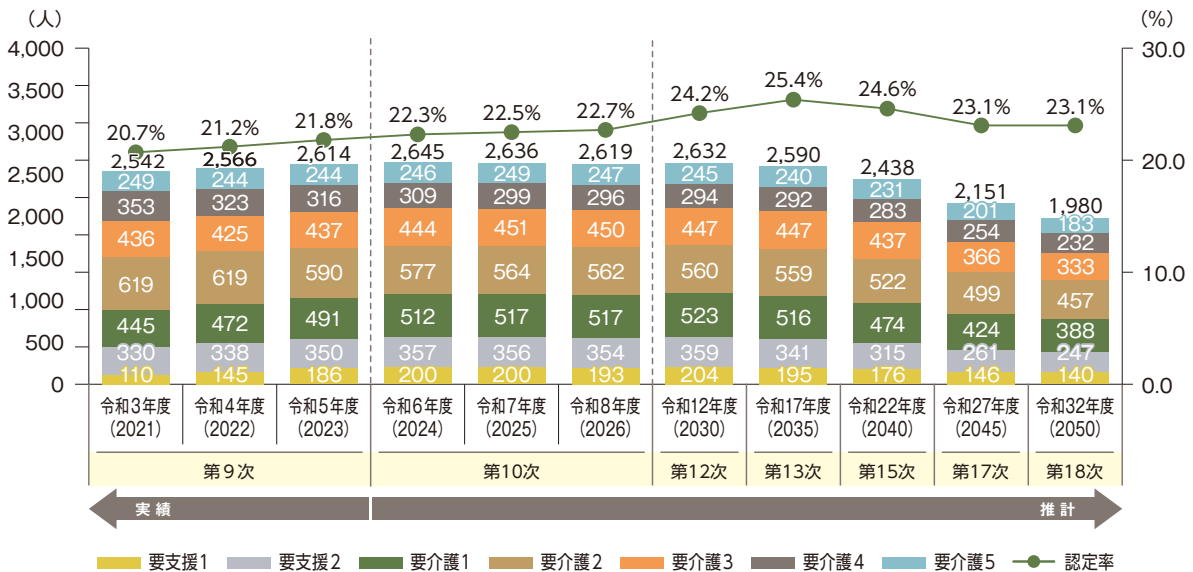
将来人口と高齢化率



※資料：住民基本台帳（各年9月末現在）
 ※将来人口は、性別・1歳別コーホート変化率法による推計

認定者数については、令和22年度には2,438人となることを見込まれます。
 一方で、認定率については、令和17年度頃にかけて増加し、以降は減少に転じることが想定されます。

認定者数と認定率



※資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末）
 ※将来の認定者数は、要介護度別・性別・年齢構成区分別のデータを用い、地域包括ケア「見える化」システムにより推計
 ※認定率は第1号被保険者数に対する比率

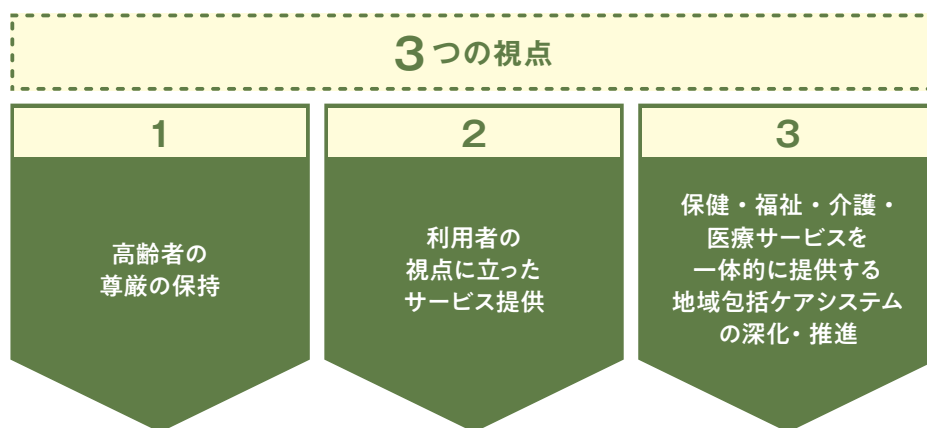
計画の基本的な考え方

本計画においては、基本理念として「**支えあい 安心して暮らせる まちづくり** ～社会全体で紡ぐ『地域包括ケアシステム』の推進～」を掲げるとともに、令和22年頃を見据えた中長期的な3つの視点を踏まえ、本市が目指すべき「まち」のすがたと5つの重点課題を設定し、その実現に向けた取組を展開します。

基本理念

支えあい 安心して暮らせる まちづくり

～社会全体で紡ぐ「地域包括ケアシステム」の推進～



目指すべき「まち」のすがた	重点課題	
ふれあい豊かな支えあいの中で 安全・安心に暮らせるまち	1	地域における支援ネットワークの充実
	2	認知症支援の推進 (綾部市認知症施策推進計画)
いつまでも健康でいきいきと 暮らせるまち	3	介護予防と生きがいづくりの推進
個人の尊厳が守られながら 住み慣れた地域で継続して 暮らせるまち	4	個人の尊厳が守られ、災害に 強い安全・安心な生活の確保
	5	持続可能な介護保険事業の運営

重点施策

～地域包括ケアシステムの深化・推進～

綾部市の地域包括ケアシステム

第9次計画までに作り上げてきたシステム、体制を図示すると次のようなイメージ図となります。今後はそれぞれのシステム、体制のより機能的な連携、システムを構成するそれぞれの立場の者がより主体的な活動に取り組むことで地域包括ケアシステムの機能強化を図ります。



※厚生労働省資料を改変

5つの重点課題に基づく取組

重点
課題

1 地域における支援ネットワークの充実

「地域共生社会」の実現に向けて、これまで構築を進めてきた地域包括ケアシステムについてさらなる深化・推進が求められる中で、その中核となる地域包括支援センターの機能強化に取り組みます。

また、介護予防や生活支援が必要な人がニーズに応じたサービスを適切に利用できるよう、保健・医療・福祉・介護サービスの他、NPO法人やボランティアなどのインフォーマルなサービスが連携し、包括的に支援が提供される仕組みを整備します。

さらに、地域包括支援センターの地域支援機能を生かし、誰一人取り残さないための「重層的支援体制整備」の考え方や方向性も踏まえながら、市全体の包括的な支援体制の構築に向けた取組を進めていきます。

●取組内容●

1	地域包括支援センターの機能強化と関係機関とのネットワーク化の推進
2	見守り・支えあい体制の強化
3	高齢者の生活を総合的に支援する体制づくり
4	医療と介護の連携促進

重点
課題

2 認知症支援の推進（綾部市認知症施策推進計画）

認知症になっても本人の意思が尊重され、尊厳を保持しつつ希望を持って、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族等の介護者を支援する体制の充実を図るとともに、より良い社会参加のあり方等について検討を進めます。

また、地域全体で認知症の人やその家族を支えていけるよう、引き続き認知症に対する正しい知識や理解の普及・啓発により、認知症バリアフリーを推進し、認知症の人が安心して暮らせる地域づくりを図ります。

●取組内容●

1	認知症に関する知識の普及・啓発の充実
2	認知症の早期発見・早期対応の体制の充実
3	認知症支援体制の強化

重点
課題

3 介護予防と生きがいつくりの推進

高齢者一人ひとりが早い段階から望ましい生活習慣を身につけ、疾病予防や介護予防に向けて主体的に取り組めるよう努めるとともに、要介護状態になるリスクが高い高齢者を早期に把握し、個々の状態に応じた効果的な介護予防・フレイル予防、重度化抑制を実施することで、健康寿命の延伸につなげます。

また、多様なニーズを踏まえた通いの場づくりや社会参加も含めた外出機会の充実、高齢者が培ってきた経験や知識を生かした活動への支援を推進するとともに、介護予防活動と市民の生きがいつくりが地域コミュニティの活性化に結びつくよう、創意工夫のある取組を推進します。



● 取組内容 ●

1	健康づくり・生活習慣病予防の推進
2	総合的な介護予防・生活支援の推進
3	社会参加の推進

重点
課題

4 個人の尊厳が守られ、災害に強い安全・安心な生活の確保

高齢者が住み慣れた地域で、介護の必要性や認知症の有無に関わらず尊厳を持って暮らし続けることができるように、地域の関係機関・団体とのネットワークを強化し、虐待の早期発見・早期対応ができる体制づくりや、成年後見制度の利用促進などの権利擁護の取組を推進します。

また、できる限り住み慣れた環境で安全・安心に暮らしたいという高齢者の願いの実現に向けて、生活の基盤となる住まいや移動手段の確保といった生活環境の整備とともに、災害や感染症等の発生にも対応できる体制の整備・充実を推進します。

● 取組内容 ●

1	住み続けられる環境の整備
2	生活支援サービスの充実
3	基盤整備の充実
4	権利擁護の推進
5	虐待防止対策の推進

重点
課題

5 持続可能な介護保険事業の運営

地域密着型サービスをはじめとした介護保険サービスの充実に向けて、サービス提供事業者に対する指導・助言の強化、介護人材の確保や介護従事者に対する研修の実施等、サービス提供体制の確保と質の向上に取り組みます。

また、給付の適正化や経済的な負担軽減などに取り組むとともに、市民が安心して質の高い介護保険や保健福祉のサービスを選択できるよう、制度やサービス等に関する情報提供・相談体制の仕組みを充実し、持続可能な介護保険事業の運営に努めます。

● 取組内容 ●

1	介護事業者の質の向上、指導・監督
2	介護人材の確保、定着、育成
3	介護給付適正化の推進
4	相談体制・介護サービス情報の提供体制の充実
5	低所得者対策

第9期介護保険事業計画期間における介護保険料 (令和6～8年度)

第9期(令和6～8年度)の介護保険料に影響する主な要素

- ◆ 第8期と比べ介護保険サービスの利用が想定される要介護認定者数の増加が見込まれる
- ◆ 計画期間中の地域密着型サービスの整備によるサービス利用増が見込まれる
- ◆ 介護報酬改定に伴い総給付費が増加
- ◆ 低所得者の保険料負担を考慮した法令改正に基づく標準的な所得段階の見直し

これらの要素による介護保険料の増加への対策として、介護給付費準備基金の取崩しを行い、第9期(令和6～8年度)の介護保険料の基準月額(第5段階)を6,202円(年額74,430円)に据え置きとします。

また、低所得者層の保険料負担軽減に向けて、国の示す所得段階をさらに細分化した所得段階別の保険料率を設定しています。

65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料

所得段階	課税区分等		基準額に対する割合	保険料(年額)	
第1段階	本人が住民税非課税	世帯非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、または本人の課税年金収入額と合計所得金額(年金収入に係る所得を控除した額)の合計が80万円以下	0.285	21,220円
第2段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額(年金収入に係る所得を控除した額)の合計が80万円超120万円以下	0.435	32,380円
第3段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額(年金収入に係る所得を控除した額)の合計が120万円超	0.685	50,990円
第4段階		世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額(年金収入に係る所得を控除した額)の合計が80万円以下	0.85	63,270円
第5段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額(年金収入に係る所得を控除した額)の合計が80万円超	1.00	74,430円
第6段階	本人が住民税課税	本人の合計所得金額が120万円未満		1.20	89,320円
第7段階		本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満		1.35	100,490円
第8段階		本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満		1.70	126,540円
第9段階		本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満		1.85	137,700円
第10段階		本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満		2.00	148,860円
第11段階		本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満		2.20	163,750円
第12段階		本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満		2.40	178,640円
第13段階		本人の合計所得金額が720万円以上800万円未満		2.50	186,080円
第14段階		本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満		2.60	193,520円
第15段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上		2.70	200,970円

※第1～3段階の基準額に対する割合及び保険料(年額)は、公費による軽減措置後の内容を記載
※第9～13段階の基準所得金額に変更あり

第10次綾部市高齢者保健福祉計画(概要版)

発行／綾部市

編集／綾部市福祉保健部高齢者支援課・地域包括支援課

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

TEL 0773 (42) 3280 (代)

FAX 0773 (42) 4406

Email koreisyasien@city.ayabe.lg.jp